

「大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン事業業務委託」に係る質問及び回答

番号	項目	質問	回答	受付日
1	募集要項 2-(1)	警察からの相談等に対応することとあるが、警察からの相談に関する具体例は。	警察が通報を受理し、自宅に駆け付けた際、障がい者又は高齢者が、引き続き自宅で生活することが困難であると警察が判断した場合等に、警察から大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットラインに相談があります。委託事業者においては、大阪市から提供するチェック項目に沿って対象要件に該当するかを確認し、該当する場合に緊急一時保護施設受入の調整を行います。	令和6年11月22日
2	募集要項 2-(5)	履行場所について、大阪役所から速やかに到着できる範囲とあるが、物理的な距離の設定はあるのか。また、事務所にに関して、複数の事務所でも対応しても問題ないか。	物理的な距離の設定はありません。また、業務が適切に履行できるのであれば、複数事務所により業務を行っていただいて差し支えありません。	令和6年11月22日
3	募集要項 2-(8)	緊急一時保護施設の空き状況はどのように把握するのか。また、緊急一時保護施設への依頼結果を警察に連絡することまでが委託事業者での業務となっているが、空き状況のこともあるため、緊急一時保護施設から警察へ直接連絡する方が確実と思うが、いかがか。	緊急一時保護施設については、休日・夜間帯でも常に空床を確保していることになっているため、基本的には、委託事業者により空き情報を把握・管理していただく必要はありません。ただし、ゴールデンウィークや年末年始など長期間にわたって本市閉庁日が続く場合については、事前に本市から委託事業者に対して空き情報を伝えますので、その情報をもとに、委託事業者により空き情報を把握・管理していただくこととなります。また、緊急一時保護施設と警察が直接連絡を取り合う仕組みとはしていませんので、あくまでも委託事業者を介して連絡調整を行っていただくこととなります。	令和6年11月22日
4	募集要項 7-(2)	プレゼンテーションについて ①詳細は、いつ示されるのか。 ②人数の制限があるか。 ③プレゼンテーションの後に質疑があるのか。 ④実地開催のみか、オンラインでの開催も想定されているのか。	①参加資格を満たした事業者に対して、出来る限り速やかに詳細を通知する予定です。 ②1事業者あたり3名までの参加とします。 ③お見込みのとおりです。 ④実地開催のみとします。	令和6年11月22日
5	募集要項 2-(2)イ	関係機関にある緊急一時保護施設の数をご教示願いたい。	事業の性質上、本質問及び回答による詳細の回答はできかねますが、現在、2法人と契約し緊急一時保護施設への受入を実施しています。	令和6年12月19日
6	募集要項 2-(5)	委託業務が円滑に履行できる場所として、大阪市内の事務所での対応でも問題ないという解釈でよいか。また「大阪役所から速やかに到着できる範囲に事務所を置くなど、緊急時の体制を整えること」とは、大阪市内の事務所でも緊急時の体制が整っていれば、問題ないとの解釈でよいか。	お見込みのとおり、必ずしも大阪市内への事務所の設置を求めるものではありません。ただし、緊急時の体制整備状況については、業務委託を実施するにあたり把握が必要と考えているため、今後の企画提案にてお示しいただきますようお願いいたします。	令和6年12月20日
7	募集要項 2-(8)ア	虐待通報を受付けた場合でも、翌日開庁日の午前9時から12時の間での報告とあるが、「切迫した危険」が迫っている場合でも相談対応中の休日夜間に緊急連絡は不要か。	連絡の内容から生命の危険に関するような案件や、事件性のある案件である場合は、速やかに警察又は救急に通報するよう勧めていただくこととなります。そのため、翌開庁日の午前9時から12時の間での発注者への報告は必要ですが、休日・夜間帯での発注者への連絡は原則不要です。	令和6年12月19日
8	募集要項 2-(9)ウ	責任者はシフト勤務のため複数名となりますが、複数名の列挙でもよいか。	差し支えありません。	令和6年12月19日